

排日移民法と熊本 ——熊本海外協会の活動を中心として——

The Immigration Act of 1924 and Kumamoto:
Based on the activities of the Kumamoto Overseas Association.

齋藤 仁志*

はじめに

(1) 本稿の目的

1924（大正13）年にアメリカ合衆国で1924年移民法、通称「排日移民法」¹⁾が制定されると、日本各地でそれに対する反対運動（以下、反米運動と略す²⁾）が展開され反米世論が高まった。当時、「移民県」³⁾として有名であった熊本県でも、県を代表する対外団体であった熊本海外協会⁴⁾（以下、熊本海協と略す）が核の1つとなって対米同志会という組織を結成し、対米県民大会などを開いて世論の喚起を目指した。

そもそも、熊本海協はアメリカ合衆国や南米など世界中に散在していた熊本県出身の移民（在外県人）と故郷熊本をつなぐ組織であり、アメリカにも多数の支部（在米支部）を有していた。そのため、熊本海協にとってアメリカでの排日運動は無視できない問題であり、排日移民法の制定に際して当該団体が反米運動を展開したことは当然の反応であったといえる。しかし、熊本海協の場合、そこからさらに歩を進め、アメリカに代わる新たな移民先を自ら模索し、ついには独自の満州移民計画立案にまでいたったのである。

本稿はこのような活動を行った当該期の熊本海協を分析することによ

* 立命館大学大学院文学研究科博士後期課程

て、在米県人と故郷熊本との関係や地方で展開された反米運動の実態の一面、排日移民法制定後の新たな移民先模索の動きなどを明らかにすることを目的としている。そして、従来あまり知られてこなかった当該期における地方の状況に光をあてるとともに、その後のブラジル移民事業・満州移民事業へとつながる展望を得たい。

以下、如上の目的をもって論述を進めていきたいが、本稿ではまず排日移民法制定前後における熊本海協と在米支部との関係を分析し、排日運動の高揚と並行して熊本海協と在米支部との関係が密接になっていった過程を明らかにした。次に、熊本海協を中核の1つとして結成された対米同志会による反米運動をもとに、熊本県での反米運動において熊本海協が果たした役割などを解明した。そして最後に、当該期において熊本海協が新しい移民先の模索のなかから満州への移民計画を立案し、そして挫折してしまった過程を分析することで、その失敗に終わった原因などを述べた。

なお、当該期の熊本海協に関する史料は非常に限られているため、本稿では主に熊本の地方紙であった『九州日日新聞』と『九州新聞』を活用した⁵⁾。新聞というメディアの特性上、その記述の信憑性については注意すべきところもあるが、本稿ではなるべく他史料との整合性を確認しつつ利用した次第である。今後の新史料の発見によって、本稿で述べたことが確固たる基礎を得ることを願いたい。

(2) 先行研究の概括

戦前の日米関係に重大な影響を及ぼしたとされる排日移民法については、これまでに様々な研究がなされてきたが、その内容を分けると大きく2つに分類することができる。

1つは、排日移民法がなぜ制定されたのかという問題の解明に主眼を置いた研究で、日米両政府による外交交渉や両国内の政治的情勢などを分析することで、アメリカにおける排日運動の実態や排日移民法制定までの流れを明

らかにしていくものである⁶⁾。もう1つは、排日移民法の周辺にある事柄を扱う研究である。たとえば、在米日本人移民と排日移民法との関係という従来から重視されてきたテーマや、特定の歴史上の人物の思想に排日移民法の成立が与えた影響⁷⁾、排日移民法とキリスト教との関係⁸⁾など実に多様な主題が研究されてきた。もっとも、この2つの区分けは大雑把なもので、実際には両領域にまたがるような研究も多く、両者は相互補完的な関係にあるといえるだろう。

熊本海協や地方での反米運動を分析の対象とする本稿は、上に挙げた区分にしたがえば後者に分類できる。しかし、この領域では多様なテーマが研究されてきたにもかかわらず、地方における排日移民法の影響やそこで展開された反米運動を扱った研究は多くない⁹⁾。その原因は史料不足などによるものと思われるが、各地方での反米運動が日本全体の世論の形成に多大な影響を与え、その後の日本人の対米観を規定した重要な事柄であったことを思えば、その実態の究明は排日移民法というテーマを超えて、その後の日米関係といったより広い主題を考察する上でも必要な作業となってくるはずである。その点、分析範囲を熊本海協周辺に限定しており、地域全体の反米運動を扱ったものではないとはいえ、本稿で明らかにした事実はそれら諸研究に裨益するところがあると思われる。

また、本稿の内容は1920年代以降に本格化するブラジル移民事業とも関連するところがある。当時の日本政府内部では、1920（大正9）年に内務省内に新設された社会局が中心となってブラジルへの移民送出計画を進めており、排日移民法が成立した1924年から政府主導のブラジル移民事業が開始された¹⁰⁾。これが端緒となって1920年代から1930年代にかけて大量の移民がブラジルへと渡っていったが、一方で地方社会、とくに移民の多送出处においても新たな移民先の模索は切実な問題として認識されており、なかには独自の動きをするものもあった¹¹⁾。そして、ブラジル移民事業がこれら政府の動きと民間の動きの交錯のなかで実施されたものであった¹²⁾ことを考

えれば、民間側の動きを明らかにすることは当該事業の理解の深化に大いに寄与するものと思われる。

本稿で考察する熊本海協は、当該期において満州移民事業を自ら計画するなど政府のブラジル移民事業とは全く異なった動きを見せた団体で、一見すると両者のつながりは薄いように思われる。しかし、熊本海協はその独自の移民計画が挫折した後にブラジル移民事業を強力に推進する勢力へと転換し、ブラジルに自前の移住地をも建設した団体であった。本稿では紙幅の関係から熊本海協のブラジル移民事業には言及できなかったが、それでもここで明らかにした内容は、のちのブラジル移民事業の前提となる期間の動きとして、そしてなぜ満州への動きは挫折し、ブラジルへの動きは成果を上げえたのかといった問題を考察する材料として重要な意味をもつのである。

なお、当該期の熊本海協に関する先行研究としては、佐々博雄氏¹³⁾と物部ひろみ氏¹⁴⁾の研究が存在する。このうち、佐々氏の研究は、当該期の熊本海協の活動を広く分析したものであるが、後述する「満州移動農村計画」などの重要な活動を分析していないなど不満が残る。一方、物部氏の研究は日系二世教育の面から熊本海協の活動を分析したもので、当該期の熊本海協の活動全般を扱ったものではない。したがって、当該期の熊本海協の活動を全体的に分析した研究は本稿が初めてであるといえるだろう。

1. アメリカにおける排日運動

(1) アメリカにおける排日運動の歴史

アメリカにおける日本人移民排斥運動の端緒は、1906（明治39）年のサンフランシスコ学童隔離事件であった。この事件は、サンフランシスコ市学務局が同市内の公立学校に日本人児童が通学することを禁止し、東洋人学校に隔離することを決定した事件であったが、この事件をきっかけにカリフォルニア州において排日運動が高揚し、その解決をめぐる日米両国間の外交交渉

の結果として、1908（明治 41）年に日米紳士協定が締結された。この協定の内容は、日本政府が再渡航者と在米移民の家族以外の労働移民に対しアメリカ本土への旅券発給を停止（自主規制）するというもので、この協定の成立によって日本からアメリカ本土へと渡る移民は激減することになった。

しかし、その後も同地方における排日運動は断続的に展開され、1913（大正 2）年に第 1 次排日土地法、1920 年には第 2 次排日土地法が制定される。これらの法律は、その通称の通り日本人移民による土地（農地）の所有を制限するものであり、とくに「第二次排日土地法の施行によって日本人移民の農地所有は完全に不可能となったわけではなかったものの、きわめて困難となった」¹⁵⁾とされている。

そして、1923（大正 12）年 12 月から連邦議会が開かれると、同議会では新たな移民法制定が重要な議題となった。これは、当時施行されていた「1921 年移民法」の有効期限が 1924 年 6 月末日までであったためだが、議論を経た結果、下院においてはジョンソン法案、上院においてはリード法案というどちらも排日条項を含む法案が審議されることになった。そして、1924 年 4 月 12 日に下院がジョンソン法案を可決すると、同月 15 日には上院がリード法案を投票なしで可決した（翌 16 日に投票により再可決）。その後、上下両院双方の移民法案の内容を統一するために両院協議会が開催され、最終的には両院協議会の作製した排日条項を含む法案が 5 月 15 日に上下院で可決された。そして、5 月 26 日にクーリッジ大統領が法案に署名したことで 1924 年移民法、通称“排日移民法”が成立したのであった（7 月 1 日より施行）。

(2) 在米支部の反応

以上のように、アメリカ国内での排日の動きが年々活発化していくなかで、その影響を直接受ける在米支部のなかには排日反対運動を展開するものもあった。たとえば、1923（大正 12）年 3 月 18 日から 19 日にかけて、ロサンゼルスにおいて第 4 回熊本海外協会太平洋沿岸支部協議会が開かれ、以

下の決議が採択された。

決議

現今太平洋沿岸□〔諸〕州に制定せらるゝ差別的待遇を目的とせる排日法律は、吾等在留同胞が多年奮闘努力して建設せる農工商及び其他の事業を根本的に破滅せんとす、故に速かに現□〔行〕日米通商航海条約を改訂し其欠陥を□〔補〕足して、農、工、商製造、生産職業、其他之等に附帯する一切の財産権及邦人に対する待遇を最惠国民と均等不偏ならしむ〔る〕事を期す¹⁶⁾

その後、支部協議会は日本の熊本海協に対して「請願書を広く県下同胞の協賛を得て内閣総理大臣に提出すべく」協力を依頼してきたので、熊本海協側は同年5月の理事会において運動に着手することを決定した¹⁷⁾。このほか、『熊本海外協会史』によれば、同時期に熊本海協シアトル支部も同様の決議をなし、さらに熊本海協に協力を求めてきたという¹⁸⁾。このように、当該期の在米支部には、熊本海協と通じて故郷熊本と連携することで自分たちの活動の効果を少しでも高めようとする動きがみられたのであった。

(3) 在米領事館の認識

では、このような在米支部の行動に対して、日本政府——とくに外交当局——はどのような認識をもっていたのだろうか。その考えは、ロサンゼルス総領事館から外務省宛に送られた次の報告に端的にあらわれている。

右団体〔海外協会の在米支部〕ノ目的ハ右ノ如ク〔在米邦人の救済事業など〕ナルモ実力之ニ相伴ハズ、実効甚ダ少キノミナルズ、是ガ為ニ却テ狭隘ナル郷土心ヲ誘発シ一般同胞ノ協力ヲ薄弱ナラシムル弊害往々ニシテ有之、加之団体ノ力ヲ頼ミ日米通商条約ノ改訂運動（熊本海外協

会大平洋沿岸支部協議会ノ本年三月十九日ノ決議)等、柄ニナキ政治運動ヲナシ排日政治家ノ乗ズル機会ヲ作ルガ如キコトナキニアラズ。然リト雖モ此種ノ団体ノ存在ハ人情ノ自然ニ出デタルモノナルノミナラズ、前段記載ノ相互扶助其他此種団体ノ力ニ依ルヲ適当トスル事業多多有之、寧ロ是ヲ善導シ其本来ノ目的ヲ達成セシムルニ如カズト被思考候¹⁹⁾

ここで憂慮されているのは、日本人が排日反対運動を大々的に行うことで、アメリカにおいて更に激しい排日運動を引き起こしてしまうこと、そしてその結果として日米関係を険悪なものとしてしまうことであった。このような危機感は、出先の外交官のみならず、外務省（日本政府）においても共有されていたもので、そのため排日移民法成立前後に日本全国で反米運動が巻き起こった際、日本政府はそれらの運動を抑制する方針を打ち出すことになった²⁰⁾。

2. 熊本海協と海外支部との関係

前節で述べたように、アメリカでの排日気運の高まりに対抗して、在米支部は条約改定を求める決議を採択するとともに熊本海協にも協力を依頼してきたが、この頃から在米県人の間では郷里熊本との関係を一層緊密にしようとする動きが活発化していく。そして、この動きに対し、熊本海協側も積極的に協力していく姿勢をみせたのである。

(1) 中学卒業生の北米派遣計画

1923年6月から8月にかけて、熊本海協は北米の支部と協力して熊本県内の中学校卒業生をアメリカに派遣する計画を推進した。この計画は、もともとは熊本海協シアトル支部から提案してきたもので、当初の計画では日米間の往復旅費こそ視察員の自弁であったが、アメリカでの滞在費などは全額シ

アトル支部が負担するという内容であった²¹⁾。

このとき、なぜシアトル支部が中学校卒業生の派遣を求めたのか、その正確な理由はわからない。しかし、この当時、在米県人がわざわざ熊本から視察員を招いてまで見せたかったものとしては、アメリカにおける排日運動の実態以外には考えられない。あるいは、中学校を卒業した多感な年ごろの青年に排日運動の状況をつぶさに視察させることで、その青年に帰国後何らかの行動を起こしてもらい、県内の世論を喚起しようという目論見があったのかもしれない。詳細は不明だが、当該計画が排日運動と密接に関係していたことは間違いないだろう。

この計画に対して、熊本海協側は終始協力的な態度をとり、理事会で協議したうえで計画実行のために米国沿海支部連合会やホノルル支部と打ち合わせを行う²²⁾など、積極的に動いていたことが確認できる。そして、同年8月には、県下各中学校と県立商業学校・工業学校・農業学校の校長に対して、熊本海協から派遣すべき卒業生の推薦が依頼されたのであった（視察員は2名を予定）²³⁾。

このように熊本県内の中学校卒業生をアメリカに派遣する計画は、熊本海協と在米支部が一丸となって推進したものであり、実際に卒業生の推薦を各学校長に依頼する段階まで話が進んだものであった。しかし、この計画はそのまま立ち消えになってしまい、熊本海協が実際に卒業生を派遣することはなかったのである。

計画が頓挫した原因について直接的な言及は確認できなかったが、当時の熊本海協理事会における議論の内容から考えるに、中止の要因は「北米見学々生二名派遣の件が外務省より不許可にな」²⁴⁾ったことにあったようである。では、外務省はなぜ当該計画に許可を与えなかったのか。思うに、その決定の根底には、——前述した在米領事館からの報告に露骨に表明されているような——熊本海協（支部）の活動に対する懸念があったのではないか。

すなわち、この派遣計画が実行に移された場合、視察に赴いた中学卒業生

たちが、在米県人に同情的な、ひいてはアメリカの反日気運に批判的な主張を抱いて帰ってくるだろうことは容易に予想された。そして、もしその主張が新聞などを通して公にされたならば、多かれ少なかれ熊本の世論に影響を与えたであろうし、熊本海協の活動とあわさって具体的な——しかも、熊本海協を媒介にして日米で連動する形の——反米運動へと発展する可能性も全く考えられないわけではなかったのである。

アメリカにおける排日運動の成り行きに神経をとがらせていた外務省にしてみれば、上述のような厄介な事態を招きかねない計画に、許可を与えることは絶対にできなかったはずである。許可を得られなかった熊本海協は、「海外協会中央会を経て外務省の意思を確め、派遣の目的を貫徹する事」²⁵⁾を申し合わせたが、11月の理事会で再び「北米見学派遣生等の件」²⁶⁾が議論されたあと、その後何の動きも確認できないため、結局は外務省の決定を覆すことはできなかったのだろう。

(2) 熊本海外協会付属学園の設置

当該期の熊本海協と在米県人との関係を考察する上で重要なもう1つの事業として、熊本海協付属学園（以下、付属学園と略す）の設置がある²⁷⁾。

この付属学園は、熊本県内の学校で教育をうける「小学生以上の海外協会会員の子弟を収容する一種の寄宿舎」²⁸⁾で、在米県人の希望により熊本海協が設立したものであった。そもそも、1918（大正7）年3月に設立された熊本海協は、早い段階から日系二世の日本における教育に関心を示していたが²⁹⁾、1921（大正10）年頃から在米県人より強い要望があったことを直接のきっかけとして、付属学園の設立に向けた具体的な動きが始まった³⁰⁾。

この設立に向けた動きは1923年中においても確認できるが³¹⁾、本格化していくのは翌1924年1月以降のことであった。すなわち、1月10日に開催された理事会において、「児童預り所設置の件に関して逐一協議を遂げ大体に於て速かに開設の準備を為す」³²⁾ことが決定されたのである。これ以降、

規則や施設の設置場所（熊本市内長安寺町の旧仏教会館跡）、学園主事の決定など計画は着々と進捗し、ついに1924年4月、新聞紙上に付属学園開設を伝える広告が掲載され5月1日から開園されることが告知されたのであった³³⁾。また、翌5月の理事会では学園主事に就任した藤垣儀一郎の挨拶がなされ、さらに理事会閉会後には一同が付属学園を見分した³⁴⁾。

しかし、ここまで順調にみえた学園開設の動きも、徐々に遅れが生じていたようである。たとえば、藤垣学園主事が理事会で挨拶を行った5月中旬の段階で「本月〔5月〕下旬学園開園式挙行の予定」³⁵⁾と伝えられており、すでに4月に出了された広告の記載よりも予定が遅れていたことがわかる。そして、最終的には学園の開園は同年12月まで大きくずれ込んでしまったのであった³⁶⁾。

このように開園時期が遅れた要因としては様々な事柄が考えられるが、収容すべき児童を思い通りに確保できなかったことが原因の1つにあったのではないかと予想される。たとえば、学園開設を伝える新聞記事によれば、同施設に「最初に収容される人達は、今回亜米利加へ再渡航を□る老母と十三才を頭にする四人の子供」³⁷⁾であったというのが、同学園設立に対して海外支部から熱心な要望があった割には収容人数が少ない印象をうける。熊本海協では30人ほどの収容を見込んでいたため³⁸⁾、この人数には拍子抜けしてしまっただけではなかろうか。学園主事である藤垣は、このように収容人数が少なくなってしまった原因を排日移民法の施行とそれに伴う環境の変化に求め、次のように語っている。

去る七月一日から新移民法実施と共に亜米利加との往来が不自由になつた結果、彼地では日本人学校を建設するやうな消息も来てゐるので、どれ位の児童が来るか今のところはつきりしないが、満洲奥地に働いてゐる人達から大分委託されるやうな模様があるから喜んでゐる³⁹⁾

如上の事態に対処するためであろう、熊本海協は同年 11 月 10 日の理事会において「学園収容学童の範囲拡張の件」を議決するとともに『熊本海外協会展報』に「在満県人に告ぐ」と題する文章を掲載し、満州在住の県人に対して付属学園の利用を呼びかけた⁴⁰⁾。しかし、このような方策に効果があったかは大変疑わしく、事実、当該施設は開設から約 1 年半後の 1926 (大正 15) 年 5 月末に「学園には殆んど入園者なきを以て」⁴¹⁾ 一旦廃止されてしまったのであった。

3. 熊本県における反米運動

1924 年 4 月に排日移民法がアメリカ議会を通過し、いよいよその成立と施行が現実味を帯びてくると日本国内では反米運動が急速に盛り上がった。熊本県においても、関係諸団体が参加した「対米同志会」と呼ばれる組織が成立し反米運動を大々的に行っていくが、その中核となった団体の 1 つこそ熊本海協であった。以下、対米同志会の活動を中心に、熊本海協が関係した反米運動の実態を分析したい。

(1) 対米同志会の結成

1924 年 4 月中旬に 2 つの排日移民法案がアメリカ議会を通過すると、全国の海外協会の連合組織である海外協会中央会 (以下、中央会と略す) は 4 月 18 日に東京の本部で総会を開いて移民問題に対する抗議を決議し⁴²⁾、さらに翌 19 日には中央会理事永田稠が外相を訪問して、在米同胞の軽挙妄動を戒めるとともに、メキシコや南米方面に発展の道を講ずるよう指導することなどを求めた陳情書を提出した⁴³⁾。また、同時に「北米に移民を送つて居る熊本、広島、岡山、和歌山、滋賀等の各府県よりの出席者は何れも今明日中に帰県、近く各府県に於て支部大会を開き大いに氣勢を挙ぐる筈」⁴⁴⁾とも報じられており、中央会を媒介として日本各地の海外協会が同時多発的に反米運

動を行うことが計画されていた。このときの中央会の総会に出席した熊本海協の代表者は阿部野利恭と緒方二三であったが、彼らの帰熊後から熊本県における反米運動が本格化するの、如上の経緯が背景にあってのことであった。

阿部野・緒方の2人が帰熊したあと、26日に熊本海協例会が開催されたが、そこでは「移民法案問題につき国論喚起の必要上各地呼応して起つべしとなし、来五月三日を期し各方面各団体と共に移民大会を開くのを以て夫々交渉すること」⁴⁵⁾が決定された。当時の熊本県では、すでに24日に熊本仏教護国団が移民問題について協議の上、在東京アメリカ大使宛に長文の電報を送付していたが⁴⁶⁾、熊本海協はそれら雑多な反米運動をまとめる核の1つとしての役目を果たしたのであった⁴⁷⁾。

連合団体結成に向けた協議会は、28日に熊本商業会議所において開かれた。出席者としては商業会議所から紫藤章・元山敦、大熊本青壮年会から井芹経平・松村辰喜、熊本海協から緒方二三、仏教護国団から光山百川・合志法厳ほか2名、キリスト教団体から福田令寿・藤井繁雄、神職会から竹下真美、熊本市役所から佐々木乙、県庁から杉本栄男、第五高等学校から溝淵進馬、そのほか長野友博の名前が挙げられている⁴⁸⁾。ここでは、5月3日に県民大会を開催することや県下各地で講演会を開催すること、中央の諸団体にアジア諸民族への移檄を要望することなどが申し合わされた。

なお、この会合で熊本海協の緒方二三が排日移民法に対して次のような認識を示している。

〔前略〕要するに排日法案の結果は極めて軽微であり、即ち従来既に土地所有権、借地権等を奪はれてゐるから、同法案実施の結果は今後再渡航や親や妻子を呼寄せることが不可能となつた位のものに過ぎないが、唯我が国が人種の劣等国視され、差別的待遇を受けたことは国辱問題として我面目上洵に容易ならぬ事であるから政府もこの点に就ては大に

考慮してゐるが併し政府のみに依頼するを容さず、自ら米国の反省を求めむべく〔後略〕⁴⁹⁾

在米移民との関係が最も深い熊本海協の役員である緒方が、「排日法案の結果は極めて軽微」と発言していることに注意すべきである。国内にいる日本人としては、遠く離れたアメリカにいる移民の境遇よりも、日本が「人種的劣等国視され、差別的待遇を受けた」という「国辱」を晴らすことの方が問題であったのである。あるいは、緒方のこの発言は、日本国内の一般民衆が抱いた正直な心情と一致するものだったのかもしれない。

(2) 県内での講演会

前述の協議会での決定通り、5月3日に対米同志会が主催する対米県民大会が熊本市公会堂において開催された。当日、会場には約2000名の県民が集まり、決議と宣言が決議されたのち、和田喜伝・宇野政行・光山百川・望月義庵・松村辰喜・富田義将・八淵蟠龍・井芹経平・高田次郎が演壇に立って講演を行った⁵⁰⁾。

なお、このとき採択された宣言・決議は比較的穏当なもので、たとえば宣言は「正義と人道の名に依り全米国民の良心に懇え、米国議会の反省を促し。該法案の廃棄されんことを期待す」⁵¹⁾という文言で締めくくられている。実際のところ、自国に入国する移民の数を制限・管理することはアメリカの主権に属することであって、排日移民法にあまりにも強硬に反発すると逆にアメリカ側から内政干渉との誹りを受ける可能性があった。また、日米両国の国力差を考慮した場合、軍勢力などを背景とした威圧を選択することもできず、結局は宣言にあるように法案廃止を「期待す」る以外の方策はなかったのである。

その後、対米同志会の会則と役員が発表されたが、会長に紫藤章、幹事に長野友博・松村辰喜・福田令寿・阿部野利恭・光山百川・元山敦が就任し

たと報じられた⁵²⁾。また、熊本県庁、熊本市役所、熊本海外協会、熊本商業会議所、大熊本青壮年連合会、神職会、仏教護国団、基督教組合、各政党支部、九州日日新聞社、九州新聞社、熊本日々新聞社、大阪朝日新聞社通信部、大阪毎日新聞社通信部、熊本県実業団体連合会から1名ずつ委員を選出すると伝えられている⁵³⁾。行政組織や政財界、宗教界、ジャーナリズム界の諸団体を巻き込んだ、まさに挙県一致的な運動組織の結成が目指されたことがわかる。

対米県民大会以降、対米同志会の関係者は県内各地に出張して講演を行った。それをまとめたものが〈表1〉である⁵⁴⁾。〈表1〉をみると、光川百川や望月義庵といった仏教護国団関係者がとくに積極的に活動していることがわかる。講演会場に寺院が多いこともその関係だろうか。

〈表1〉 対米同志会関係者が参加した講演会一覧

開催日	会場	主催	講演者(対米同志会関係者のみ)	聴衆の数
4日	熊本市砂取町 国分寺	出水村青年 および有志	松村辰喜(大熊本青壮年会)・ 望月義庵(熊本仏教護国団) ・光山百川(軍隊布教師)	300余名
5日	玉名郡石貫村 広福寺	青年在郷軍人 有志	和田喜伝(熊本海協)・松村辰 喜・光川百川・望月義庵	500余名
	高瀬町大覚寺	-	光山百川・望月義庵	600余名 (500余名)
	熊本市新町 正妙寺	新町青壮年 および在郷軍人	和田喜伝・松村辰喜	500余名
6日	熊本市古町 西光寺	古町青壮年 および在郷軍人	光山百川・松村辰喜・和田喜 伝	1000余名
	熊本市仲間町 泰巖(岸)寺	高田原方面在 郷軍人・青壮年	望月義庵・(和田喜伝)・(松村 辰喜)	500余名
7日	上益城郡 御船町益城館	仏教護国団・ 海外協会	望月義庵・八淵蟠龍	500余名
	球磨郡 人吉町公会堂	人吉町仏教連合 会・地方有志	光山百川・和田喜伝・松村辰喜	-
13日	鹿本郡 山鹿町公会堂	山鹿町青年 先駆連盟	光山百川・望月義庵	1300余名 (千数百名)
19日	鹿本郡 来民町城北座	来民町弁論会	光山百川・望月義庵	600余名 (数百名)

※本表作成にあたっては、『九州日日』1924年5月2日・6日付・7日付・8日付・9日付・16日付・21日付および『九州新聞』同年同月2日付・7日付・8日付・9日付・10日付・16日付・22日付に掲載された記事を参照した。なお、両者の記載に齟齬があった場合は()を付けて併記した。

しかし、興味深いことに、これら講演会のあと対米同志会の活動はほとんど見られなくなる。〈表1〉の講演会以外の対米同志会の活動としては、管見のところ、6月9日に外相に対して会名をもって移民輸送用の臨時船を出すよう求める電報を出したこと——同日の協議会で、対米同志会は「国民精神作興の為に各地に演説会を催すべく申し合せ」とともに、数日中に阿蘇

郡宮地町などで講演会を催す予定と報じられている——⁵⁵⁾と、7月15日に西本願寺派熊本教区主催の対米演説会を後援したこと⁵⁶⁾の2つが確認できるぐらいである。このように対米同志会が活動停止状態となったことは当時の人々も認識していたようで、「対米同志会健在なりや」と題する市民からの投書が新聞に掲載されるほどであった⁵⁷⁾。

現在のところ、なぜ対米同志会の活動が停止してしまったのか、その正確な原因はわかっていない。あるいは、反米運動の激化を防ごうとする日本政府の意向が県当局を通して反映されたのかもしれないが、そのことを示す史料はない。とにかく、何らかの影響によって対米同志会の活動が抑制され、その結果であろうか、熊本県全体の反米運動も低調なまま推移していったのであった。

以上、熊本海協が中核の1つとなって結成された対米同志会の反米運動について述べてきた。もっとも、熊本海協も独自に反米運動を展開しており、たとえば7月1日に菊池郡清泉村で行われた対米村民大会には熊本海協から藤垣儀一郎が講演者として出席したことが確認できる⁵⁸⁾。しかし、対米同志会が活動を停止して以降、熊本海協の活動の重点は反米運動から日本人の新たな移民策の模索へと次第に移っていくことになる。

4. 新たな移民先の模索

アメリカにおいて排日運動が激しくなると、日本国内および在米日本人のなかには新たな移民先を模索する動きが現れた。たとえば、日本政府内では社会局を中心としてブラジル移民の送出が計画され、1924年から本格化したことは前述した通りである。

そのようななかであって、熊本海協も中南米や満州など様々な移民先を模索しており、そのうちブラジルと満州への移民に力を注いでいくこととなる。以下、その動きを各移民先別に述べていきたい。

(1) 多様な移民先の模索

前述したように、熊本海協の移民事業はブラジル移民と満州移民に集中していくことになるが、最初からそれらの方向のみに狙いを定めていたわけではなく、そのほかの地域への移民についても模索した時期があった。

たとえば、1923年1月には熊本県出身の林田仁八という人物が、熊本海協にメキシコの事情について知らせてきた。林田はもともとアメリカのカリフォルニア州で長年農業を営んでいたが、「排日の前途を気遣ひ一昨年十月頃土地を売払ひて墨国へ入り、詳細に事情を調査して熊本海外協会に通信し」⁵⁹⁾ てきたのだという。その通信において、林田は「今後は加州よりも墨国がいゝ、若干の資金さへ投ずれば有望な所だ」と述べてメキシコ移住を勧めるとともに、「若し個人として墨国へ行きたい人が有るなら同氏は呼び寄せてやると云つて居」たという⁶⁰⁾。また、排日移民法施行後における熊本海協の理事会でも、「在北米加州南加熊本海外協会理事長中村正敏氏の提案に係るメキシコ移民の件」⁶¹⁾ が協議されており、在米県人のなかにメキシコ移民を有望視する人々が一定程度存在していたことがわかる。

以上のような在米県人の提案を受けて、熊本海協としてもメキシコ移民の実施を考慮し始めたらしく、事実、1925（大正14）年から始められる南米派遣生の当初の派遣先は、南米およびメキシコとされていたのであった⁶²⁾。その後、南米派遣生の派遣先はブラジルに一本化されたが、熊本海協がブラジルや満州以外の移民策を視野に入れていたことは注意すべきである。

このほか、メキシコ以外の移民先としては、1923年3月にペルーの熊本海協リマ支部より「移民申込み」⁶³⁾ があった。その詳細は不明だが、おそらくリマ支部が窓口となって熊本から移民を誘致しようとするものだったのではないかと思われる。

(2) ブラジル移民への対応

以上のように様々な移民先を模索していた熊本海協であったが、一方で当

時全国的に大きな流れとなりつつあったブラジル移民事業についても対応を進めていた。

まず、1923年10月の理事会では、南米土地組合への加入について話し合われ、熊本海協として30口(1口50円)加入することと、同組合理事として熊本海協理事長の長江虎臣が就任することの2点が決定された⁶⁴⁾。この「南米土地組合」は、永田稠を中心とする信濃海外協会が海外協会中央会と協議して設立したもので、ブラジル移住のための土地や物件を購入し、組合員に売却または利用させることを目的とした団体であった。この活動は政府主導のブラジル移民事業とは異なる民間事業であったが、信濃海外協会および海外協会中央会が関係するということもあり、熊本海協も組合に参加したのであろう。

また、1924年2月の熊本海協総会では「海外興業会社移民事務代理の件」⁶⁵⁾が議題の1つに挙げられ、同年6月下旬から実際にブラジル移民の取り扱いが開始された⁶⁶⁾(代理人は阿部野利恭⁶⁷⁾)。海外興業株式会社(以下、海興と略す)とは、1917(大正6)年に東洋移民合資会社や南米植民株式会社など4つの移民会社を統合して設立され、その後さらに他の移民会社を吸収することで、1920年以降は国内唯一の移民会社となった企業である。そして、同社の「移民取扱事務」の代理人は、移民希望者と面談し移民先の事情などを説明したうえで、希望者のなかから適当な者を厳選して渡航手続きを代行することが職務であった⁶⁸⁾。つまり、熊本県内のブラジル移民希望者は熊本海協を訪ねれば、ブラジルへの渡航の手続きを行うことができるようになったわけである。この熊本海外協会の動きはブラジル移民国策化の流れを敏感に察知し、それに順応しようとしたものであったと考えられる。

このほか、1924年9月から10月にかけて、熊本海協はブラジル事情講演会を主催した。この講演会は、「我政府が同移民〔ブラジル移民〕に対して渡航費金額〔全額〕補助を実施せるを期とし」⁶⁹⁾で企画されたもので、外務省の荒井金太書記官が講師として県内を巡回しブラジル事情を講演すると

いう内容であった。また、「一行には海外興業株式会社の宣伝部員も随行し、□〔講〕演後ブラジルの活動写真を以て同地農業其他の実況を紹介す」⁷⁰⁾とも報じられており、熊本海協が外務省や海興など関係各所と連携しつつ、ブラジル移民事業に積極的に協力していたことがわかる。

(3) 満州移民の模索

以上、メキシコ移民やブラジル移民などについての熊本海協の対応をみてきた。しかし、これらの移民事業は、在外県人の提案によるものであったり、政府などが推進したものであったりと、いわば外部の動きに対して熊本海協が反応したものであったといえるだろう。その一方で、熊本海協独自の動きとして注目されるのが、満州移民の模索である。

(3) - 1. 熊本海協役員の満州視察

1923年8月、熊本海協理事長の長江虎臣と同理事阿部野利恭が約1ヵ月間にわたる満州視察旅行に出発した。この視察の目的は「満洲各地に赴き県人との連絡を取る事」⁷¹⁾とされたが、阿部野によれば「亜米利加移民問題が行詰つてゐる今日、満蒙に発展の余裕があるかを調査する」という目的もあったという⁷²⁾。満州へと渡った2人は、大連や奉天、哈爾濱などの各都市を訪れて在満熊本県人と面会する一方、日本人が経営していた農園など様々な施設を積極的に訪問した。しかし、その結果得られた結論は、日本人の満州での発展に悲観的なものであった。

たとえば、視察者の1人である阿部野は、(1) 満州では日本への悪感情が非常に強いこと、(2) 満州における日本人の商勢が微々たるものであること、(3) 従来廉価なことが利点であった日本製品だが、現在価格が上昇して売れなくなっていること、(四) 将来、東清鉄道が満鉄の強力な競争相手となりうることなどの理由から、「日本は思想上にも経済上にも一大転換を見ない限り全く行き詰まりの状態である」⁷³⁾と断じている。そして、「最早や今日

の時代は小資本では覚束ない、総てが国際的になつて来たから東洋の商権を握るためには国際的大計画を以て進まねば到底不可能⁷⁴⁾であると結論づけた。

このように、視察の結果、阿部野は日本人の満州への発展に悲観的観測を抱いたが、その結論はブラジルなど他方面へと発展先を変更するのではなく、むしろ満州に対するより大規模な政策の実施を求めるものであった。そして、この阿部野の認識は熊本海協内でも共有されたのであろう。熊本海協は組織として政府に政策を建議するとともに、独自の移民計画を立案するにいたるのであった。

(3) - 2. 建議と宣言の提出

熊本海協の満州方面に向けた活動が本格化するのは、1924年8月以降のことであった⁷⁵⁾。すなわち、8月に開かれた理事会で、政府に対してシベリアと満蒙への視察隊派遣を建議することが決定されたのである⁷⁶⁾。『熊本海外協会史』にはこの建議とともにその「理由」も掲載されているが、その内容を要約すると、(1) 熊本海協は東亜通商協会のときから、満州に派遣生を送出するなど同地方で活動してきたこと、(2) 排日移民法が可決され、日ソ間の貿易が始まろうとする現段階において、満蒙・シベリア方面の調査は意義があること、(3) その調査の際、熊本海協の養成してきた派遣生を同行させてほしいことという内容であった⁷⁷⁾。

また「理由」のなかには、アメリカの排日運動を受けて「本県移民の方針は、これを南米に求めんか、メキシコに対せしめんかの向背に迷ひ居候際に、これが解決については、恐らく全国民の齊しく結論を得るに苦しみ居る所なるべくと存じ候。この場合において、満蒙及びシベリヤ内地視察に対しては、必ずや得る所少からざるべしと存じ候⁷⁸⁾」という文章もあり、熊本海協が意図した視察調査の目的が、たとえば有望な輸出品を調査するといったような商業的な調査であるだけでなく、移民を行うためのものでもあったこ

とがわかる。

如上の建議は政府に提出されたが結局認められなかったため、「かくなる上は止むなく本協会独力でも満蒙シベリヤ開発の先兵となつて実績を挙げ、以つて一般の意識輿論を向けん」という意図のもと、熊本海協は後述する「満洲移動農村の計画」を立案したのであった⁷⁹⁾。

また、上述した建議に続き、同年9月の熊本海協理事会では「支那時局問題に対し本会は之が対策上の意見を中外に声明すること」⁸⁰⁾が協議され、実際に翌10月中旬に長文の声明文が公表された⁸¹⁾。では、なぜ熊本海協は如上の声明を出したのであるか。そのことを説明するためにも、当時の中国の国内情勢について説明しておきたい。

当時、中国国内には軍閥が割拠して互いに抗争を繰り返しており、混乱した政治状況が続いていた。そのような状況下において、1924年9月1日に江蘇省の齊燮元と浙江省の盧永祥との間で武力衝突（江浙戦争）が起これると、その衝突はそれぞれを支援していた直隸派の呉佩孚と奉天派の張作霖との対立へと発展し、同月18日には直隸・奉天両派による第二次奉直戦争が始まった。

この軍閥間の争いに対して、当時の加藤高明内閣は幣原喜重郎外相の主導のもと不干渉政策をとることを決定、9月22日には出淵勝次亜細亜局長の談話としてその旨が内外に宣言された。しかしその一方で、もし戦乱が満州へと波及した場合、日本が満州にもつ「特殊権益」が侵害される恐れがあり、それを防ぐためにも日本は何らかの干渉を行うべきだとする意見も朝野に根強く存在した。そして、そのような意見をもつ人々は政府の不干渉方針を“無為無策”などとして非難したのであった⁸²⁾。

このような中国国内の情勢をうけて、熊本海協の中国の時局問題に関する声明は公表されたのである。その声明は長文で内容も多岐にわたるが、その最も重要な部分は次の箇所であろう。

我邦は世界平和、特に東洋平和の為に支那領土の保全を国是とし、其の主権を尊重する為には内政不干渉を標榜せり。然れども誠意と善意とを以てするに於ては、時に或は其の国の時難に際し忠言に次ぐに干渉を以てするも、敢て妨げざるは恰も朋友相愛する間に、互に善意の忠告をなすが如きものなり。況んや戦禍の為に我が既得の権利を侵害せられ、或は我が居留民の生命財産の保障を全ふする能はざるの時に於てをや⁸³⁾

満州を今後日本人が発展すべき地とみていた熊本海協にとって、その足がかりとなる「特殊権益」は是が非でも維持しなければならないものであった。上の声明からは、その権益が失われかねない状況に対する熊本海協の焦燥感が伝わってくる。

なお、ここで主張されているのは典型的な中国に対する干渉論であるが、阿部野を筆頭とする熊本海協の中心人物たちの多くが熊本国権党に所属していた事実を考えると興味深い。なぜなら、国権党は中央政局では加藤高明内閣の与党、すなわち幣原外相の不干渉政策を支持すべき立場にありながら、地方熊本ではその党員が干渉論を主張するという“ねじれた”状況となってしまうからである。熊本海協関係者の如上の主張は、同時期、国権党の機関紙『九州日日新聞』が政府の不干渉政策をしきりに擁護していたことと対照的である。国権党関係者の平素の言動などから考えて、あるいは熊本海協の声明の方が国権党の“本音”を表しているのかもしれない。

(3) - 3. 満州移動農村計画

如上の過程を経て、満を持して作成されたのが「満洲移動農村」計画であった。この移民計画は「陽春三月の頃より〔郷里から満州に〕発程して夏期間水田の経営をなし、稲作の終了を俟て再び郷里に帰るの方法を取」⁸⁴⁾ というユニークなもので、人々が季節によって日本と満州との間を移動するため「移動農村」と名付けられたのであろう。

では、なぜこのような特殊な移民計画が立案されたのであろうか。熊本海協によれば、「植民の歴史をもたぬ我国人の対外観念」は「頗る幼稚」であり、日本人移民の「多くは錦衣を故郷に飾るの念切にして、たとひその土に永住の決心をなすものと雖も時々其郷里に成功の誇を示す心理は殆んど通有」するものであった⁸⁵⁾。そのため、日本人は故郷に容易に帰ることができない遠隔の地に移民することを躊躇する傾向があり、南米への渡航者がアメリカへのそれよりも少ない原因はこの傾向性にあると熊本海協は分析している。

日本人移民の如上の性質から、熊本海協はもし朝鮮や満州といった日本の近接地域に適当な植民地を得られれば、その渡航者の数は南米よりも多くなると予想する。しかし、温暖な地域に生まれた日本人は満州の寒冷な環境に対して「恐怖心」⁸⁶⁾をもっており、その恐怖心を満州での生活を実際に経験させることによって払拭する必要がある。そこで立案されたのが、「移動農村」の計画であった。この計画によって、人々は徐々に満州の土地に慣れていき、ついには満州に「留つて冬期の事業を営むものを生ずるは自然の道程にして、漸次永久的移住の決心をなすもの多きを加ふる」⁸⁷⁾とされたのである。

しかし、この計画を実行するうえで最大の障害となったのが、当時日中両国間で懸案となっていた土地商租権問題であった。「土地商租権」とは、1915（大正4）年に日中間で締結された「南満州及東部内蒙古に関する条約」において、日本人に認められたとされる土地に関する権利である。具体的には、「一定の対価を支払って他人の土地を使用収益する権利のことで、「土地所有権的なものから土地賃貸借権までをも含む広汎な権利が含まれる」ものであったために⁸⁸⁾、日本人の満州進出のための大きな足がかりとして重要視されていた⁸⁹⁾。その一方で、中国側は、そもそも土地商租権の根拠となった「南満州及東部内蒙古に関する条約」自体が同年のいわゆる対華二十一カ条要求を受けて締結されたものであっただけに、法的手段を駆使して商租権を

骨抜きにしその行使を阻止するなど激しい抵抗を行っており、ここにおいて商租権は日中間の外交上の懸案となって種々交渉が進められていたのであった⁹⁰⁾。

この問題について、熊本海協は「商租権問題に就ては目下施行細則未解決の状態にあるも、日支共同事業に対する了解ある場合は必ずしも商租土地契約の実行不可能ならざるが如し」⁹¹⁾として楽観的な見通しをもっていた。しかし、当該問題の抜本的な解決案を提示したわけではなく、さらには「日支共同事業に対する了解」を得られるかどうかさえ定かではなかったことを考慮すれば、同計画の実行可能性は相当低いものだったといえるだろう。

如上の計画を立てた熊本海協は、1924年12月に阿部野を東京に派遣し、外務省や満鉄出張所、海興などの関係機関との交渉に当たらせた。その結果、外務省亜細亜局の坪上貞二第三課長の賛同を得ることができたが、やはり商租権問題が障害となり当該計画は頓挫してしまっただのであった⁹²⁾。

(5) その後の動き

以上に述べてきたように、排日移民法制定前後、熊本海協は日本人の新たな移民先を模索し、ついには満州への移民送出計画を独自に立案するにいたったが、商租権問題に阻まれその計画は実行に移されずに終わった。しかし、熊本海協はそれでも計画の実行をあきらめず、他府県の海外協会にも協力を呼びかけたいらしい。そのことは、1925(大正14)年1月の理事会で「対支条約中の土地高〔商〕租権問題解決の為、中央会及各県協会と□□を取りて運動する件」⁹³⁾が決定されたことからもうかがうことができる。

しかし、社会局が中心となってブラジル移民送出を国策化しつつあった状況では、満州方面への移民に対して積極的な協力は得られなかったようである。それでも、熊本海協は満州移民の実行を断念せず、1925年4月に開かれた熊本海協総会において以下の事項を決議した。

一、移動農村の実行を期する前提として、日支条約中商租権細則の確定を政府に建議するの件

移動農村の計画は客□〔臘?〕以来本会の研究懸案にして既に朝□〔野?〕に向つて其実行方法を発表し、各県海外協会は之が研究調査の提議に同意を表せし所なり、而して海外協会中央会に対しては議会開会中速に各協会連合会の開催を要望したるも、荏苒今日に至れり、是を以て本会は本会の決議に依り、其の主張の貫徹を政府に向つて建議せんとする所以也⁹⁴⁾

しかし、前にも述べたように、商租権問題は日中間の懸案であって一朝一夕に解決できるようなものではなく、結局熊本海協の「移動農村計画」はこれ以降全く進捗しなかった。そして、1926（大正15）年1月からは、熊本海協は「今後南米ブラジル移住に対し全力を傾注する」⁹⁵⁾としてブラジル移民事業に急速に傾倒しはじめ、1927（昭和2）年にはブラジルに建設した「熊本移住地」に初めての移民を送出するにいたるのであるが、この熊本海協のブラジル移民事業については稿を改めて論じることにした。

おわりに

以上、熊本海協を中心として、その在米支部との関係から熊本県における反米運動の展開、その後の移民事業への注力という一連の流れを述べてきた。最後にその分析を通して判明したことをまとめて終わりたい。

まず、アメリカにおける排日運動が高揚すると、熊本海協と在米支部との関係が深くなっていくという因果関係が認められたことである。中学校卒業生のアメリカへの派遣計画や付属学園の設置が、排日移民法成立前後の時期にあたるのは決して偶然ではない。在米支部側は自らの生活を脅かす排日運動を阻止するためアメリカ国内で活動していたが、その活動の効果を少しで

も高めるために日本の故郷にも協力を仰いだ。そして、そのときに故郷熊本にあって窓口となったのが、熊本海協であったのである。その際、熊本海協側も在米支部の動きに積極的に協力したことはすでに見た通りである。しかしその一方で、熊本海協役員であった緒方二三の「排日法案の結果は極めて軽微」という発言に端的に表れているように、両者の認識の間には埋めがたい溝があったことにも注意が必要である。

次に、熊本県内での反米運動における熊本海協の役割について。熊本海協は全県的な組織である対米同志会が結成される過程で主導性を発揮した団体であり、またその活動においても中核の1つとして行動していた。対米同志会自体が何らかの理由によって活動停止に陥ったため、その最終的な評価を下すことは難しいが、少なくとも他の団体に比して重要な役割を果たしたことは確実であろう。また、反米運動を展開する際に、海外協会中央会を通してつながっていた他府県の海外協会とも足並みをそろえていたことは注意すべき点であり、日本各地で反米運動が盛り上がった原因の一端がこれら各府県の海外協会にあったことは確かであろう。

さらに、当該期に確認された熊本海協の満州への強い関心も、その後の歴史との関係を考える上で重要である。新たな移民先を模索する過程で熊本海協が出した建議や声明、作成した移民計画に表れた満州への強い関心は、当該期においては結局実を結ぶことはなかった。しかしこれら諸々の活動は、その後満州事変がおき満州国が建国されたとき、熊本海協が一躍満州移民事業の強力な推進勢力として立ち現れてくる伏線になるのであった⁹⁶⁾。また、熊本海協の移民計画が商租権問題によって挫折した事実は注目に値するもので、このことは同時期に立案されたほかの満州移民計画に関しても、少なくとも商租権問題を何らかの形で解決しない限り実施は困難であったことを意味している。当該期の政府の移民事業がなぜブラジルを目指したかという問題に対する1つの解答を提示している事例であったといえるだろう。

最後に、中央（政府）と地方（熊本海協）との関係についてまとめたい。

反米運動の展開は日米関係に大きな悪影響を与えかねないもので、政府としては運動の激化を抑制する立場であった。そのような政府からしてみれば、熊本海協は在米支部と共に政治運動を展開し、さらには県内の反米運動の中心となるなど、政府の意向に反する厄介な組織であったことは確かであろう。また、日中間の懸案であった商租権問題と密接に関わる満州移民計画を立案し、その実行を関係機関に説いてまわるといった活動も、外務省としては外交問題をさらにややこしくするような頭の痛い行動であったのではなかろうか。しかしその一方で、熊本海協は、そのブラジル移民事業への協力をみてもわかるように、政策を地方社会の隅々まで貫徹させるうえでは頼もしい味方であった。そこで政府としては、自らの意に沿わないような熊本海協の活動を制限しつつ、同時に政府の政策に積極的に協力させていくという方法がとられていったはずである。

また、熊本海協としても政府との協力関係は重要なことであった。彼らは独自の調査によって移民計画を立案することができても、独力をもって実行することは不可能であった。そのため、自らの活動を実施するためには政府による援助が必要であり、いかに政府の協力を取り付けることができるかが、熊本海協の重要な関心事であったと考えられる。

このように、政府と熊本海協双方に協力関係を構築する利点はあった。しかし、その求めるところは両者で異なっており、当該期においてはその内容は一致してはいなかったといえるだろう。地方における対外政策は、本稿でみてきたような政府と熊本海協のような地方組織との緊張と協力を軸として展開されていったのであった。

註

- 1) 1924年にアメリカで制定された移民法は、日本国内では一般的に「排日移民法」と呼ばれている。しかし、この呼称については、同法では日本人移民だけでなく東欧や南欧からのいわゆる「新移民」も排除の対象とされたという観点から批判が存在することを付言しておきたい。

- 2) もっとも、一言に「反米運動」といってもその主張の内容は一様ではなく、排日移民法のみならずアメリカという国家自体を非難するような「排米」ともいえる過激なものから、排日移民法制定にのみ焦点を絞って批判し、アメリカの国家や国民全体への非難とならないよう細心の注意を払ったもの にいたるまで多様な主張があったことには注意が必要である。
- 3) 1921年の調査では、アメリカ合衆国本土とハワイに18056人の在米県人が存在したとされているが、これは同年の在外県人(28897人)の約6割を占める人数である(熊本県『大正十一年 熊本県第四十二回統計書 第一編』熊本県、1923年、84頁・85頁)。
- 4) 熊本海協の淵源は、1911(明治44)年に熊本の地方政党である熊本国権党の関係者らが設立した東亜同志会という組織である。そして、その東亜同志会が1915年に政友会系の人物なども加えて東亜通商協会となり、さらに1918年に熊本海協と改称したのである。なお、国権党は早い時期から対外活動に熱心に取り組み、いわゆる「大陸浪人」と呼ばれる人々を多く輩出した政党であった。そのような国権党系の「大陸浪人」が結成したのが東亜同志会であり、彼らは熊本海協に改組したあとも組織の中心として活動した。
- 5) なお、『九州日日新聞』は熊本国権党の、『九州新聞』は政友会熊本支部の機関紙であった。
- 6) たとえば、簗原俊洋『排日移民法と日米関係』(岩波書店、2002年)や同『アメリカの排日運動と日米関係——「排日移民法」はなぜ成立したか——』(朝日新聞出版、2016年)など。
- 7) 三輪公忠「徳富蘇峰の歴史像と日米戦争の原理的開始——大正十三年七月一日、排日移民法の実施をめぐる——」(芳賀徹ほか編『講座比較文学5 西洋の衝撃と日本』東京大学出版会、1973年)や澤田次郎「新渡戸稲造のアメリカ観——心理的葛藤とその克服の試み——」(『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』第41号、2019年)など。
- 8) 戸田徹子「ミッション・ボードと排日移民法」(『山梨県立女子短期大学紀要』第38号、2005年)など。
- 9) 例としては、三輪公忠「一九二四年排日移民法の成立と米貨ボイコット——神戸市の場合を中心として——」(細谷千博編『太平洋・アジア圏の国際経済紛争史』東京大学出版会、1983年)や兒玉正昭「アメリカ一九二四年移民法の成立に対する移民県の動向——福岡県を中心に——」(三輪公忠編『日米危機の起源と排日移民法』論創社、1997年)などがある。
- 10) 政府主導によるブラジル移民事業について詳しくは、原口邦紘「第一次大戦後の移民政策——移植民保護奨励施策の立案過程——」(『外交史料館報』第2号、1989年)や同「一九二四年の移民問題——排日移民法下の帝国経済会議——」(前掲『日米危機の

起源と排日移民法』所収)などの諸研究を参考されたい。

- 11) 民間における移民事業の例としては、永田稠を中心とする信濃海外協会がブラジルに開設した「アリアンサ移住地」がよく知られている。
- 12) 当該期の移民事業における民間組織と政府の関係については、竹内昆明「一九二〇年代の移民政務——移住関係機関と政府関与——」(『駒沢史学』72号、2009年)を参照のこと。
- 13) 佐々博雄「海外協会と地域社会——大正期における熊本海外協会を中心として——」『国史館史学』第6号、1998年。
- 14) 物部ひろみ「熊本県における日系二世の留学——熊本海外協会をめぐる教育ネットワークの形成——」吉田亮編『アメリカ日系二世と越境教育——1930年代を主として——』不二出版、2012年。
- 15) 前掲箕原『アメリカの排日運動と日米関係』、125頁。
- 16) 『九州新聞』1923年5月12日付。なお、新聞記事において判読できなかった部分は、岩崎継生編『熊本海外協会史』(東洋語学専門学校、1943年)86頁・87頁に掲載されている同じ決議文を参照して補った。また、〔 〕内は筆者による補足で、引用に際しては読みやすさを考え句読点や濁点などを適宜補った。以下同じ。
- 17) 同前。
- 18) 前掲『熊本海外協会史』87頁。
- 19) 在サンフランシスコ総領事大山卯次郎発外務大臣内田康哉宛報告(1923年7月12日付)(外交史料館蔵『海外移住民団体関係雑件 各地海外協会』(J.1.2.0.J12-2)所収)。
- 20) たとえば、『東京朝日新聞』1924年6月19日付朝刊は、同月18日付をもって内務次官から各地方長官に対して排米運動取締の方針が通牒されたことを伝えている。
- 21) 『九州日日新聞』1923年6月13日付。以下、『九州日日新聞』は『九州日日』と略す。
- 22) 『九州日日』1923年7月12日付。
- 23) 『九州新聞』1923年8月9日付。
- 24) 『九州新聞』1923年10月24日付。
- 25) 同前。
- 26) 『九州新聞』1923年11月12日付。
- 27) この付属学園を扱った先行研究としては前掲物部論文があり、本稿もその成果に多くを負っている。
- 28) 前掲物部論文、141頁。
- 29) たとえば、『熊本海外協会会報』第1巻第3号(1918年10月1日)に掲載された「海外協会事業案内」には「海外より選還されたる児童の教育を斡旋」するとある(16頁)。なお、本稿で利用した『熊本海外協会会報』は、とくに断りがない場合はすべて京都女子大学所蔵のものである。
- 30) 物部前掲書、139頁・140頁。

- 31) たとえば、1923年1月の熊本海協理事会では、「海外在住者よりの托児所及び倶楽部設置」（『九州新聞』1923年1月12日付）が議論されているし、同年12月の理事会においても「海外在住者の児童教育所設置」（『九州新聞』1923年12月10日付付録）について協議がなされている。
- 32) 『九州日日』1924年1月12日付。
- 33) 『九州日日』1924年4月19日付。
- 34) 『九州日日』1924年5月16日付。
- 35) 同前。
- 36) 『九州日日』1924年11月30日付。
- 37) 同前。
- 38) 『九州日日』1924年3月12日付。
- 39) 註36と同じ。
- 40) 『熊本海外協会会報』第7巻第12号、1924年12月15日、1頁。なお、この号は京都女子大学に所蔵されていないため、今回は外務省外交史料館所蔵のものを使用した（JACAR Ref.B03041632100、朝鮮人ニ対スル施政関係雑件／産業施設 第二巻（1-5-3-15_6_002）（外務省外交史料館）、第32画像目から第45画像目）。
- 41) 『熊本海外協会会報』第10巻第4号、1927年6月20日、2頁。
- 42) 『九州日日』1924年4月23日付。
- 43) 『九州新聞』1924年4月21日付。
- 44) 註42と同じ。
- 45) 『九州日日』1924年4月27日付。
- 46) 『九州日日』1924年4月26日付。
- 47) もっとも、前述した熊本仏教護国団も「事件の推移によりては今後各方面と協同し、先づ熊本市内にて大会を催すべしと申し合せ」（前掲『九州日日』1924年4月26日付）ており、熊本海協以外の団体も他団体と協力する考えをもっていた。
- 48) 『九州新聞』1924年4月30日付。
- 49) 『九州日日』1924年4月30日付。
- 50) 『九州日日』1924年5月5日付。
- 51) 同前。
- 52) 『九州新聞』1924年5月9日付。
- 53) 同前。
- 54) 県内各地で開催された排日移民法に関する演説会のうち、それを報じる新聞記事に「対米同志会」の語句が確認できるものを抽出した。なお、対米同志会の会員ははっきりしておらず、ひとまず5月3日の対米県民大会で講演した者を関係者とみなした。
- 55) 『九州新聞』1924年6月11日付。
- 56) 『九州日日』1924年7月18日付。

- 57) 『九州新聞』 1924年6月26日付。
- 58) 『九州新聞』 1924年7月5日付。
- 59) 『九州日日』 1923年1月19日付。
- 60) 同前。
- 61) 『九州新聞』 1924年7月12日付。
- 62) 『九州日日』 1924年7月27日付。
- 63) 『九州新聞』 1923年3月23日付。
- 64) 『九州日日』 1923年10月24日付および『九州新聞』 同日付。
- 65) 『九州日日』 1924年2月9日付。
- 66) 『九州日日』 1924年6月26日付。
- 67) 海外興業各都株式会社編『南米ブラジル事情 附渡航案内』 海外興業株式会社、1932年、68頁。
- 68) 『昭和七年十月 海外興業株式会社現勢要覧』、6頁。
- 69) 『九州新聞』 1924年9月23日付。
- 70) 『九州日日』 1924年9月28日付。
- 71) 『九州日日』 1923年8月3日付。
- 72) 『九州日日』 1923年9月5日付。
- 73) 同前。
- 74) 同前。
- 75) 同年1月の熊本海協理事会で「満蒙事業」（前掲『九州日日』 1924年1月12日付）が議論されるなど、これ以前にも満州への動きが確認できる。しかし、その動きが“本格化”するのは同年8月以降のことであった。
- 76) 『九州日日』 1924年8月13日付。
- 77) 『熊本海外協会史』 110頁 - 112頁。熊本海協は、まだ東亜通商協会であった1916（大正5）年から5年間、計17名の「満蒙派遣生」を派遣していた（『熊本海外協会会報』 第15巻第3号、1932年4月15日、2頁）。
- 78) 同前、112頁。
- 79) 同前、113頁。
- 80) 『九州新聞』 1924年9月30日付。
- 81) 『九州日日』 1924年10月13日付。
- 82) 以上、第二次奉直戦争と幣原外交との関係については、関静雄「幣原外交と第二次奉直戦争」（『帝塚山大学教養学部紀要』 第44輯、1995年）を参照した。
- 83) 註81と同じ。なお、引用に当たっては『熊本海外協会史』（263頁 - 266頁）掲載の同じ文章を参照し、難読箇所を適宜補った。またその際、両者の間に語句の相違があった場合は、同時代性を考慮し原則として新聞紙掲載の声明文の語句を採用した。
- 84) 前掲『熊本海外協会史』、114頁。

- 85) 同前、113 頁。
- 86) 註 84 と同じ。
- 87) 同前。
- 88) 浅田喬二「満州における土地商租権問題——日本帝国主義の植民地的土地収奪と抗日民族運動の一側面——」満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶の水書房、1972 年、320 頁。
- 89) 同前、318 頁。
- 90) 同前、365 頁。
- 91) 前掲『熊本海外協会史』114 頁 - 115 頁。
- 92) 同前、116 頁。
- 93) 『九州日日』1925 年 1 月 11 日付
- 94) 『九州日日』1925 年 4 月 19 日付。
- 95) 『九州新聞』1926 年 1 月 19 日付。
- 96) 熊本海協の満州移民事業について、拙稿「1930 年代前半における熊本県の「民間」満州移民計画——熊本海外協会の活動を中心として——」（『近代熊本』40 号、2019 年）を参照のこと。